

国名	オーストラリア
公的年金の体系 保険料財源 税財源 企業・個人年金	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障年金（老齢年金）（1階） 税方式</li> <li>・ 退職年金保障（2階） ◎被用者，△自営業者，×無職</li> </ul>
保険料率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障年金（1階）は税方式であり，保険料拠出を必要としない</li> <li>・ 退職年金保障（2階）の保険料については，9%の事業主負担</li> </ul>
支給開始年齢	男性：65歳，女性60～65歳
基本受給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単身者：豪\$1,456/月</li> <li>・ 夫婦：各豪\$1,097/月</li> </ul> （上記は社会保障年金の内容）
給付の構造	所得制限及び資産制限に基づく税方式の社会保障年金により低所得者の所得保障を行うのに加え，被用者については積立方式の退職年金保障により所得を保障
所得再分配	社会保障年金における資産・所得制限により給付減額あり
公的年金の財政方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障年金（1階）⇒税方式</li> <li>・ 退職年金保障（2階）⇒社会保険方式（強制積立）</li> </ul>
国庫負担	社会保障年金の財源全額。退職年金保障への個人拠出に対し助成あり
年金制度における最低保障	所得制限に基づく社会保障年金支給
無年金者への措置	公的扶助で対応
公的年金と私的年金	退職年金保障は民間基金で運用。なお，任意拠出ができる
国民に対する個人年金情報の提供	HPや電話，各地のCentrelinkにおける相談業務等にて対応

## オーストラリアの年金制度

西村 淳 (内閣府食品安全委員会事務局総務課長)

### 1. 制度の特色

一定期間以上の居住を要件とし、厳密な所得制限及び資産制限にもとづき支給される税方式の社会保障年金制度により、十分な生活資力のない高齢者などの所得保障を行っている。

これに加え、被用者の雇用主は、賃金の一定割合を被用者のために積み立てることを義務づけられており、この退職年金保障制度 (Superannuation) がいわば社会保険方式の年金制度として、所得保障の2階部分を構成している。自営業者は任意拠出である。

### 2. 沿革

1908年の法律で老齢年金と障害年金が創設された。世界で最も早く創設された年金制度の1つであるが、創設当初から所得制限付きの税方式年金であり、この性格は現在に至るまで維持されている。その後、遺族年金や各種加算が創設され、これらの社会保障給付は1947年の社会保障法に統一された。1990年代後半に各種の遺族年金は受給要件を厳しくする形で整理されている。

退職年金保障制度は、強制積立方式により被用者の老後保障を充実する観点から、労働党政権下の1992年に創設された。その後、雇用主の拠出率の引き上げのほか、近年では個人の任意拠出 (積立) を促進するための方策がとられてきている。

### 3. 制度体系の概要

#### (1) 社会保障年金

社会保障年金の給付を受けるためには、オーストラリア国内に一定年数の居住期間を有していたことを必要とする。社会保険料負担は全くなく、すべて税財源により賄われることが特色である。退職前の収入や納税額とは全く関係なく、一定額が支給される税方式年金である。ただし、所得及び資産要件があり、一定以上の所得または資産がある者は減額される。所得及び資産制限は厳しく、老齢年金 (Age Pension) の受給者数は190万人 (2006年) で、

65歳以上人口の68%にすぎない (うち一部停止による部分年金の受給が4割程度)。

社会保障年金には、身体的、知的、精神的障害により労働ができない者に対して支給される障害補助年金 (Disability Support Pension) もある。日本の遺族年金にあたる寡婦B年金 (Widow B Pension) はすでに廃止されており (遺族は就労により生活を維持すべきという考え方に基づく)、経過的に支給されている者を除き、現在は新規の支給はない。

#### (2) 退職年金保障 (Superannuation)

退職年金保障制度は、1992年に導入されたもので、雇用主に強制拠出を義務づけ、税方式による社会保障年金 (1階部分) を補完して被用者の老後保障を図るものである。いわば積立方式の年金基金への拠出義務を課すものである。導入の動機としては国民の貯蓄率の引き上げの色彩も強かった。

雇用主は、被用者の基本収入の9%を退職年金基金に拠出することを義務づけられている。被用者には拠出義務がないが、自主的に上乘せ拠出することは可能で、その奨励のため政府の助成がある。また、自営業者は任意拠出となっている。

退職年金基金は民間の金融機関等が運営するものであり、どの基金に積立を行うかは雇用者の選択によっていたが、2005年7月からは積立を行う基金を被用者自らが選択可能になった。

### 4. 支給要件と給付額

#### (1) 老齢年金

支給開始年齢は65歳。ただし、女性の支給開始年齢は1995年より60歳からの引き上げの移行措置中であり、2013年に65歳になる。2009年には、将来は67歳支給開始にすることが決められている。

請求の際にオーストラリア国内にいて、かつオーストラリアの居住者であること (原則としてオーストラリア市民であること、またはオーストラリア永住者ビザを保有していることに加えて、資産、家族などをもって現にオーストラリアに居住していると解されることを必要とする) を請求時の必要条件としている。

支給のための要件としては、原則として連続して10年以上オーストラリアの居住者であったことを必

要としている。ただし、連続して5年以上オーストラリアの居住者であったことがあれば、社会保障協定を締結した国（日本とも締結済みで、2009年1月に発効した）の制度の下での期間と通算して10年以上を満たせばよい。

支給水準は、単身高齢者で男性の平均賃金の25%（2010年3月から27.7%に引き上げ予定）の年金給付水準、高齢者夫婦で同じく40%（同じく41.76%）の水準を確保することが目標とされている。2009年第4四半期の支給基本額は、単身者で月額1,456豪ドル、夫婦で各人につき月額1,097豪ドルである。3月と9月に消費者物価指数の動向に連動してその額が調整される（物価スライド制）。また、必要があれば、男性の平均賃金の25%（上記参照）を下回ることのないように単身支給額が引き上げられる。

受給に際しては、所得調査（income test）と資産調査（asset test）が行われ、一定の基準を上回る所得または資産がある場合には年金額が減額される（両方の調査を行い、低額の結果になった方の額が支給される）。

所得には、個人が稼得し、または提供・贈与された収入の原則としてすべてが含まれ、収入が満額支給基準（単身者で年間3,692豪ドル、夫婦で年間6,448豪ドル＝2009年第4四半期現在）を1ドル上回るとに給付が50セント（夫婦世帯の場合は各25セント）減額される。年金が部分支給されるのは、単身者で年間38,631豪ドル、夫婦で年間59,124豪ドル（2009年第4四半期現在）以下の者となる。

資産とは、全部または一部を個人的に保有する財産または所有物をいい、具体的には、預貯金や、退職年金基金、不動産等を含む。自宅用の家と土地（2ヘクタール未満）は含まない。資産が満額支給基準（持ち家ありの場合は単身者で17万8,000豪ドル、夫婦で25万2,500豪ドル、持ち家なしの場合は単身者で30万7,000豪ドル、夫婦で38万1,500豪ドル＝2009年第4四半期現在）を1,000ドル上回るとに給付が2週間あたり1.5ドル減額される。部分支給されるのは、持ち家ありの場合は単身者で62万6,000豪ドル、夫婦で92万8,000豪ドル、持ち家なしの場合は単身者で75万5,000豪ドル、夫婦で105万7,000豪ドル（2009年第4四半期現在）以下の者となる。

具体的な算出方法は、受給者の基本額に、各種加

給を加算し、最高支払金額（maximum payment rate）を算出したあと、所得制限及び資産制限により最高支払金額から控除する額を算出した上で、支給額が低い額になった結果を採用する。

## (2) 障害補助年金

障害認定要件は、一定以上の重度の身体的、知的若しくは精神的障害があり、かつ今後2年間は就労できないこと、または恒久的に重度視覚障害（permanently blind）があることである。その他の支給要件、給付額、所得及び資産制限基準等は、原則として老齢年金と同じである。

## (3) 退職年金保障

雇用主により拠出された額は、退職年金基金に積み立てられ、運用される。

原則として、退職し、かつ55歳以上（2025年までに段階的に60歳に引き上げられる）になるまで給付はなされない。ただし、著しく経済的に困難な場合や、医学的治療を要する場合など同情すべき状況のとき、一時的または恒久的な障害になったとき、死亡したときは早期給付を申請できる。

給付は、一時金給付または年金型給付のいずれかを選択できるが、年金型が税制上の優遇措置などにより奨励されている。年金型給付には、終身年金、平均余命年金、配分年金（毎年引き出すべき最低額と最高額が決まっている）及び有期年金（あらかじめ設定された一定年数だけ給付）がある。

## 5. 負担と財源

社会保障年金は全額税財源で賄われており、そのための拠出は存在しない。

退職年金保障の拠出率は9%である。これは雇用主の拠出義務であり、法人税法上、拠出は雇用主の損金として算入できる。ただし、以下のような場合は例外的に雇用主の拠出義務はない（2007年現在労働者の94%がカバーされている）。

- ①被用者の賃金が月額450ドル未満の場合
- ②被用者の年齢が18歳未満かつ労働時間が週30時間未満の場合
- ③被用者が70歳を超えている場合

退職年金保障に関しては、拠出を奨励するため、個人所得税制上の優遇措置が講じられている。2007年7月1日から、拠出段階で課税し、60歳以降の年

金給付段階では課税しないように税制面での改正が行われた。拠出時については、1年間の保険料が5万豪ドル以下(2009年から2.5万ドル以下に引き下げられる)であれば15%の低率で課税され、5万豪ドル(同上)を超える分については通常通り(税率30%以上)で課税される。なお、2012年6月30日までの間は、50歳以上の場合の低率課税の上限を10万豪ドル(2009年から5万ドル以下に引き下げられる)とする経過措置がある。

なお、雇用主の拠出のほかに、年15万豪ドルを上限に、個人が任意で追加拠出することが認められている(自営業者も同様)。この個人追加拠出を奨励するため、所得に応じ、個人拠出1ドル当たり最大1.5ドルまで政府から助成される(ただし、2014年までこの助成率は暫定的に引き下げられることが2009年に決まっている)。

## 6. 財政方式と積立金運用

社会保障年金は、全額税財源で賄われている。

退職年金保障は積立方式で、退職年金基金または退職貯蓄口座に積み立てられる。退職年金基金には、①産業基金(特定産業の被用者が対象、労働組合が設立)、②企業基金(その企業の従業員が対象)、③共済基金(政府職員が対象)、④市販基金(大手会社や生保会社が運用)、⑤小規模基金(自営業者が自分及び家族用に設立、会員数4人以下)がある。確定拠出型基金と確定給付型基金があるが、確定拠出型の方が一般的。基金の数は394,206(口座数約3,200万)、資産総額は1兆170億ドル(2008年6月現在)であり、年間の拠出金総額は1,204億ドル、給付金支払総額は484億ドルである(うち年金型給付は3分の1)。2005年から労働者は自らの基金または口座を選ぶことができるようになった。

## 7. 制度の企画・運営体制

社会保障年金制度の企画は、家族・住宅・地域サービス・先住民省(Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs)が担当。運営は、連邦政府の広範な地域サービスを請け負う独立組織であるセンターリンク(Centrelink)が担当している。

退職年金保障制度の企画は、国税庁(Australian Taxation Office)が担当。

## 8. 最近の論議や検討の動向・課題

保守党の前ハワード政権は、1996年の成立以来、高齢化への対応策として、高齢者の労働参加を促進する一方、退職後所得保障の一層の充実を図る改革を進めてきた。2005年7月の改革では、退職年金保障の受給にあたっては、従来、受給者の退職が要件とされていたところ、これを撤廃し、働きながらも受給を可能とすることで早期退職への誘因を除去した。2007年の「よりよい退職年金保障改革(Better Super reforms)」では、高齢者の労働参加の一層の促進を進めるため、退職年金保障に関し、60歳以上の場合給付時非課税とし、また全額受け取らなければならないという規制を撤廃するとともに、退職年金保障の受け取り方に柔軟性を増すために、老齢年金の資産制限を緩和し(2007年9月から)、1,000ドル当たり3ドルの減額を1.5ドルの減額に緩和した。

2007年12月に労働党の現ラッド政権が成立した。新政権は、2009年2月の「ハーマーレポート」を踏まえ、社会保障年金の水準の引き上げとともに、所得要件の強化による一層の重点化(targeting)と持続可能性の強化を図るため、「確実で持続可能な年金改革(Secure and Sustainable Pensions Reform)」を2009年9月に行った。この中には、単身者の年金額の引き上げ、平均賃金に対して保障される年金水準の引き上げ(単身で25%から27.7%へ、夫婦で40%から41.76%へ)とともに、所得要件に参入される勤労収入の制限(2週間あたりの収入で最初の500ドルまではその半分だけが所得調査でカウントされる)、所得要件の強化(1ドル上回るごとに停止される年金額を40セントから50セントへ引き上げ)、支給開始年齢の67歳への引き上げ(2017年から)などが含まれている。

また、新政権は、退職年金保障についても、財政上の理由から、課税上限の引き下げ(低率課税の上限を5万ドルから2.5万ドルに引き下げ)や個人追加拠出奨励のための助成金の一時的引き下げなどの措置を2009年7月からとることとしている。